

27 経営改善に必要な農業用機械・施設を導入したい

認 新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

▶【事業名：農地利用効率化等支援交付金】

○ 融資主体支援タイプ

対象となる方

認定農業者、認定就農者などの人・農地プランに位置付けられた者、地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者 等

支援内容

補助率：融資残額（事業費の3/10以内）
配分上限額：1経営体当たり300万円

特徴

スマート農業用機械等の導入による労働力不足の解消等のための取組、施設園芸など集約型の農業の導入による収益の向上のための取組、「みどりの食料システム戦略」を踏まえた環境に配慮した営農に積極的に転換していくための取組について、優先枠を設けて支援します。



コンバイン

ドローン

○ 融資主体支援タイプのうち先進的農業経営確立支援タイプ

支援内容

補助率：融資残額（事業費の3/10以内）
配分上限額：個人1,000万円、法人1,500万円

特徴

広域に展開する農業法人等の経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導入について、補助上限額を引き上げて支援します。



大型トラクター

穀物乾燥機

○ 条件不利地域補助型

対象となる方

農業者等の組織する団体等

◆ 農家3戸以上が構成員に含まれており、農家が全体の議決権の過半を占める等、事業活動を実質的に支配すると認められる団体

支援内容

補助率：事業費の1/2以内 ただし、農業用機械は1/3以内（沖縄県で実施する場合等を除く。）
配分上限額：1経営体当たり4,000万円

経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体を育成するため、共同利用機械・施設の導入を支援します。

◆ 農家1戸当たりの平均農地面積がおおむね0.5ha（北海道は2ha）未満、かつ、農地面積が0.5ha（北海道は2ha）未満の農家がおおむね5割以上を占める地域等が対象となります。

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県

・農林水産省担当課：経営局経営政策課担い手支援第1班・第2班（03-6744-2148）

人と農地の問題の解決

人材を育成・確保

経営継承を支援

経営発展に向けた取組

資金の確保

機械・施設の導入

安定した農畜産物の生産

高付加価値化の取組

環境への取組

災害、収入減少への備え

その他の支援

28 産地全体の収益性向上のために必要な機械導入や施設整備等をしたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援します。

▶【事業名：産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策】

対象となる方

地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）」に参加する農業者、農業者団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他の農業法人、その他農業者が組織する団体）等

支援内容

1 整備事業（補助率：1/2以内等）

乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設（低コスト耐候性ハウス等）等の整備

2 生産支援事業・効果増進事業（補助率：1/2以内等）

- ① コスト削減に向けた高性能な農業機械のリース導入・取得
- ② 雨よけハウス等、高付加価値化に必要な生産資材の導入 等

実施要件

- ・成果目標（生産コストの10%以上の削減、販売額の10%以上の増加、労働生産性の10%以上の向上等）の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・整備事業や農業機械の取得にあたっては費用対効果分析を実施すること（1.0以上であること） 等

特徴

以下のような取組に活用できます。

【施設野菜団地の育成】

- ・パイプハウスや高度環境制御装置の導入等による施設野菜団地の育成により、収益性の高い施設野菜産地を形成する取組



【省力的・効率的な栽培体系の導入】

- ・農業の体質強化を図るため、省力化機械の導入等により、果樹栽培における省力化・効率化を推進する取組



【効率的な施設整備の推進】

- ・集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設の整備を通じた集出荷機能の改善、高付加価値化による産地の収益力強化に向けた取組



お問い合わせ先

- ・最寄りの地域農業再生協議会、都道府県
- ・農林水産省担当課：農産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

29 カントリーエレベーターや選果場など産地基幹施設を整備したい

認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

集出荷施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。

➤【事業名：強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ】

対象となる方

都道府県、市町村、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他の農業法人、その他農業者が組織する団体）、公社等

支援内容

産地競争力強化支援（補助率：1/2以内等）

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な施設の整備・再編を支援

実施要件

- ・受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上であること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・受益地の全て（受益地が広域に及ぶ場合は概ねとする）において、実質化された人・農地プランが策定されていること（畜産関連施設等は除く）
- ・産地基幹施設を整備する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること
- ・費用対効果分析を実施していること（1.0以上であること）等

特徴

以下のような施設の整備が可能です。

育苗施設、乾燥調製施設、農畜産物処理加工施設、
集出荷貯蔵施設、生産技術高度化施設、家畜飼養管理施設 等



乾燥調製施設
(ライスセンター)



農畜産物処理加工施設



集出荷貯蔵施設
(選果施設)



生産技術高度化施設
(低コスト耐候性ハウス)

お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県
- ・農林水産省担当課：農産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

30 輸出の拡大に必要な集出荷貯蔵施設・処理加工施設等の産地基幹施設を整備したい

認 認 新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

輸出拡大に必要な集出荷施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。

▶【事業名：農産物等輸出拡大施設整備事業のうち輸出対応型施設の整備】

対象となる方

都道府県、市町村、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他の農業法人、その他農業者が組織する団体）、民間事業者 等

支援内容

産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備支援（補助率：1/2以内）

実施要件

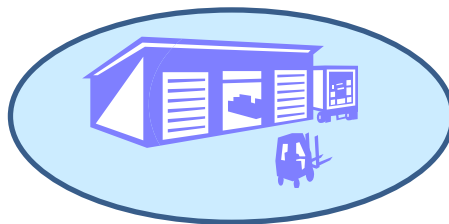
- ・受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上であること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）の会員であること
- ・輸出事業計画を作成していること
- ・原則として、総事業費が5千万円以上であること
- ・費用対効果分析を実施していること（1.0以上であること） 等

特徴

以下のような施設の整備が可能です。

農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設（CA貯蔵施設等）、生産技術高度化施設
乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設 等

集出荷貯蔵施設(CA貯蔵施設)



〔輸出先国の需要時期に合わせた供給を
可能とする青果物の長期保存体制を構築〕

お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県
- ・農林水産省担当課：農産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

31 海外や加工・業務用等の新市場への対応に向けた供給調整機能等の強化のため、機械導入や施設整備等をしたい

認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

新市場獲得に向けた施設整備等の取組を総合的に支援します。

【事業名：産地生産基盤パワーアップ事業のうち
新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化】

対象となる方

協働事業計画※に位置付けられた拠点事業者と連携者（農業者、農業者の組織する団体、民間事業者等）

※需要者とのつながりの核となる事業者と農業者・産地が協働する中で、それぞれの能力を発揮して安定供給や生産の安定化・効率化等に取り組む先駆的な生産事業に係る計画を承認し、多様な取組を後押し。

支援内容

1 推進事業（補助率：定額、1/2以内）

生産安定・効率化機能、供給調整機能、実需者ニーズ対応機能の具備・強化に必要な取組

例) 生育予測システムの導入、新たな栽培技術の導入、GAP等の導入、新品種等現地適応性試験の実施、農業機械等の導入及びリース導入、効果増進・検証事業 等

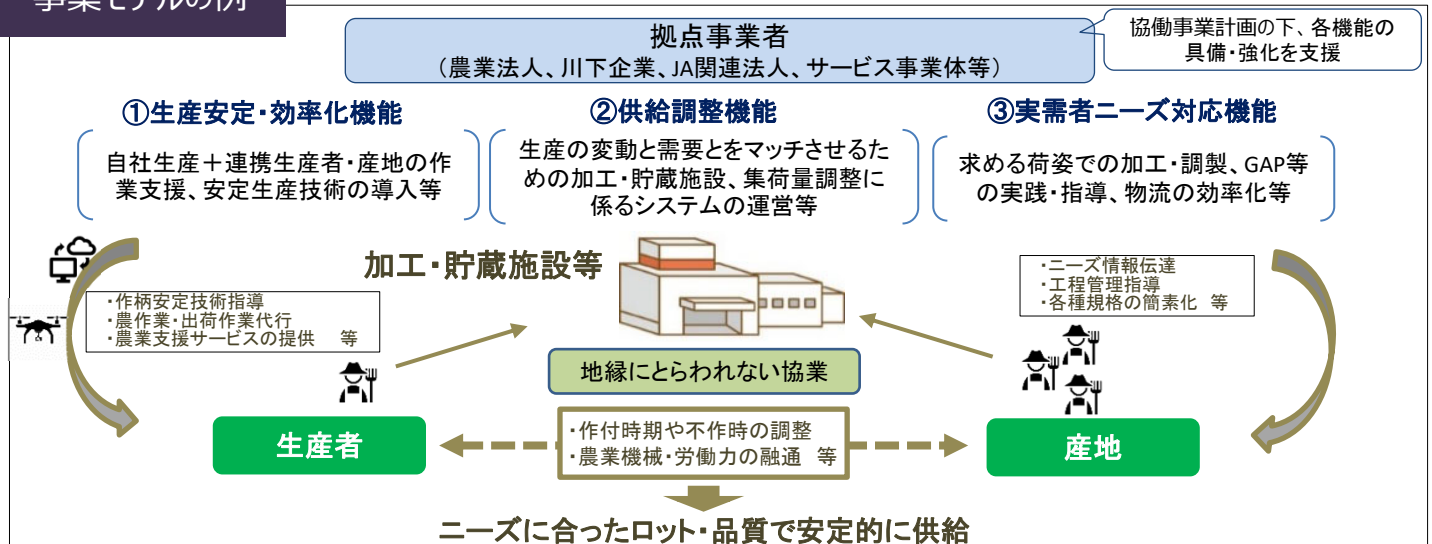
2 整備事業（補助率：1/2以内）

農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、生産技術高度化施設（低コスト耐候性ハウス等）等の整備

実施要件

- ・協働事業計画の内容が、海外市場や加工・業務用等の新たな市場のロット・品質に対応できる事業者の育成及び連携産地の体制強化が期待される構成となっていること
- ・協働事業計画において輸出向け出荷額又は加工業務向け出荷量の増加の到達目標を掲げていること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・整備事業や農業機械の取得にあたっては費用対効果分析を実施すること（1.0以上であること） 等

事業モデルの例



お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局等
- ・農林水産省担当課：農産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

人と農地の問題の解決

人物を育成・確保

経営継承を支援

経営発展に向けた取組

資金の確保

機械・施設の導入

安定した農畜産物の生産

高付加価値化の取組

環境への取組

災害、収入減少への備え

その他の支援

32 安定的な生産・供給の実現に向けた供給調整機能等の強化のため、機械導入や施設整備等をしたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

核となる事業者が連携する生産者の作業支援など様々な機能を発揮しつつ、安定的な生産・供給を実現しようとする生産事業モデルの育成を支援します。

▶【事業名：強い農業づくり総合支援交付金のうち生産事業モデル支援タイプ】

対象となる方

協働事業計画※に位置付けられた**拠点事業者**（農業者、農業者の組織する団体、民間事業者 等）

※需要者とのつながりの核となる事業者と農業者・産地が協働する中で、それぞれの能力を発揮して安定供給や生産の安定化・効率化等に取り組む先駆的な生産事業に係る計画を承認し、多様な取組を後押し。

支援内容

1 推進事業（補助率：定額、1/2以内）

生産安定・効率化機能、供給調整機能、実需者ニーズ対応機能の具備・強化に必要な取組

例）生産予測システムの導入、新たな栽培技術の導入、GAP等の導入、新品種等現地適応性試験の実施、農業機械等の導入及びリース導入、効果増進・検証事業 等

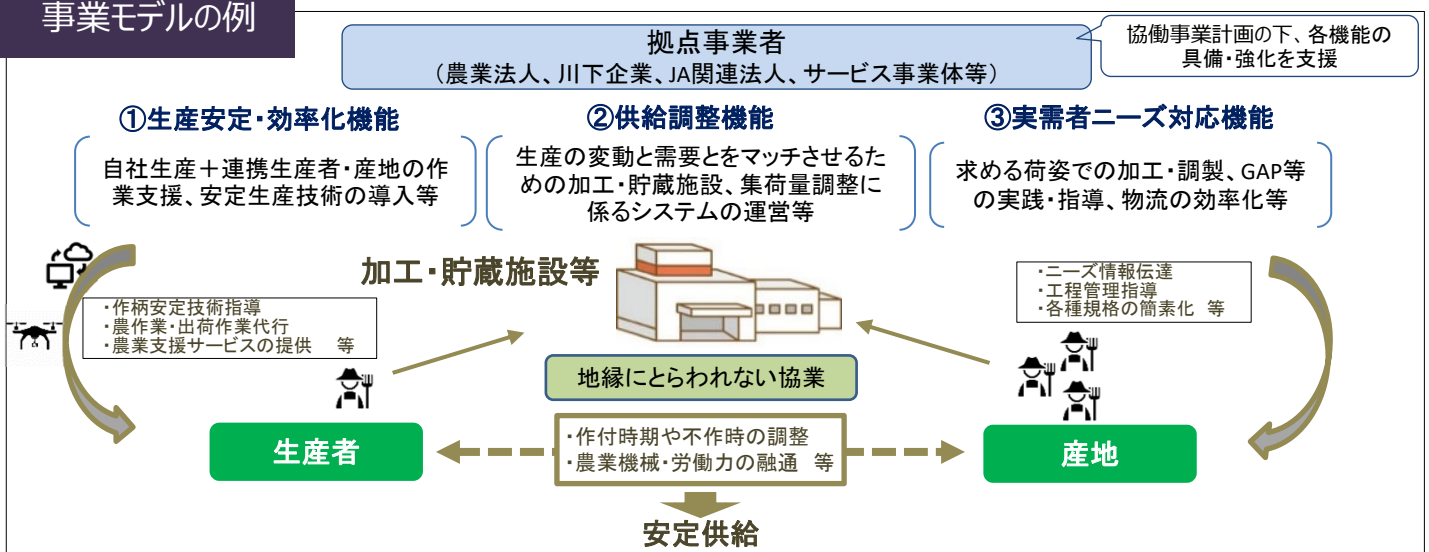
2 整備事業（補助率：1/2以内）

農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、生産技術高度化施設（低コスト耐候性ハウス等）等の整備

実施要件

- ・協働事業計画の内容が、生産事業体としての特徴を明確に有し、かつ、モデル事業として波及性・再現性が期待される構成となっていること
- ・協働事業計画において取扱数量、取扱金額又は生産面積の増加の到達目標を掲げていること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・費用対効果分析を実施していること（1.0以上であること） 等

事業モデルの例



お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局等
- ・農林水産省担当課：農産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

33 機械や設備を取得する場合に活用できる補助金について知りたい

認認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援します。

➤【ものづくり補助金(通常枠)】

対象となる方

資本金3億円以下または常時使用する従業員の数が300人以下となる法人または個人

※ 農事組合法人、農業協同組合は対象外となります。

支援内容

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資（単価50万円以上）等を補助率1/2（小規模企業者・事業者※¹の場合は2/3）で1,250万円の範囲内で支援します。※²

※¹ 常勤従業員が20人以下の法人または個人を言います。

※² 補助上限額は、従業員数により異なります。また、補助対象経費ごとに上限額が決まっています。

ものづくり補助金の詳細については以下をご覧ください。

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/> 「ものづくり補助金」（事務局HP）



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：経営局経営政策課（TEL：03-6744-2143）

34 ITツールを導入する場合に活用できる補助金について知りたい

認認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

ITツール導入による業務効率化等を支援します。

➤【IT導入補助金】

対象となる方

資本金3億円以下または常時使用する従業員の数が300人以下となる法人等または個人

※ 農事組合法人、農業協同組合も対象となります。

支援内容

【通常枠】生産管理や作業管理など、付加価値向上に繋がるITツールの導入経費※を補助率1/2以内で支援します。

※ 補助対象経費は、IT導入支援事業者によりあらかじめ事務局に登録されたITツールの導入費（ソフトウェア費、導入関連費等）です。

【デジタル化基盤導入枠】会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフトの導入を行う際には、最大3/4補助率での支援を受けることができ、PC・タブレット、レジ等の導入も対象となります。

IT導入補助金の詳細については以下をご覧ください。

<https://www.it-hojo.jp/> 「IT導入補助金」（事務局HP）



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：経営局経営政策課（TEL：03-6744-2143）

35 機械や設備を取得する場合に活用できる税制について知りたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

新たに機械や設備を取得（設備投資）する場合、税制特例で支援します。

▶【中小企業経営強化税制等】

対象となる方

青色申告をしている中小企業等（資本金または出資金の額が1億円以下の法人、または常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人等）
 ※ 中小企業投資促進税制以外については、農事組合法人、農業協同組合は対象外となります。

支援内容

機械や設備等の取得に際し、以下の要件を満たす場合に税制の特例を受けることができます。（中古品の取得は対象外）

税制	要件・対象者	対象となる設備	特例内容
中小企業経営強化税制※ ¹	青色申告をしている中小企業等（農業者（個人・法人含む）） ※農協、農事組合法人は対象外 【要件（A類型の場合）】 ① 認定申請に際してメーカー等を通じて工業会等発行の証明書を入力する。 ② 地方農政局等において「経営力向上計画」の認定を受ける。	・160万円以上の機械装置 ・30万円以上の器具備品・工具 ・60万円以上の建物付属設備 ・70万円以上のソフトウェア (注)選択する類型によって対象となる設備の要件は異なります。	法人税・所得税について即時償却または10%の税額控除※ ² 。 2023年3月末までに取得した設備が対象です。
先端設備等導入計画に基づく固定資産税の特例※ ¹	中小企業等（農業者（個人・法人含む）） ※農協、農事組合法人は対象外 【要件】 ① 認定申請に際してメーカー等を通じて工業会等発行の証明書を入力する。 ② 認定経営革新等支援機関（税理士、商工会等）において「先端設備等導入計画」の確認を受け、確認書を入力する。 ③ 市町村において「先端設備等導入計画」の認定を受ける。	旧モデルに比べ生産性が年平均1%以上向上する ・160万円以上の機械装置 ・30万円以上の器具備品・工具 ・60万円以上の建物付属設備 ・120万円以上の構築物 合計300万円以上の上記機械装置等を稼働するために取得等をした ・120万円以上の事業用家屋 (注)対象となる設備は市町村によって異なりますので、詳細は市町村にお問合せ下さい。	固定資産税が3年間1/2以下（0～1/2で市町村の条例で定める割合）に軽減。 （ただし、『導入促進基本計画』を策定した市町村に限定。） 2023年3月末までに取得した設備が対象です。
中小企業投資促進税制※ ¹	青色申告をしている中小企業等（農業者（個人・法人含む）） ※農協、農事組合法人も対象	・160万円以上の機械装置 ・3.5トン以上のトラック等 ・120万円以上の測定工具、検査工具 ・70万円以上のソフトウェア	法人税・所得税について30%の特別償却または7%の税額控除※ ³ 。 2023年3月末までに取得した設備が対象です。

※¹ 農業経営基盤強化準備金制度は、中小企業経営強化税制及び中小企業投資促進税制とは併用不可、先端設備等導入計画に基づく固定資産税の特例とは併用可

※² 資本金3,000万円超の法人は7%の税額控除

※³ 税額控除は個人及び資本金3,000万円以下の法人が選択可能

中小企業経営強化税制の適用を受ける場合の手続き等については以下をご覧ください。

農水省HP：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/keieiryoku_koujou.html

中小企業庁HP：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/ninteisinsei.html#kisairei>



先端設備等導入計画に基づく固定資産税の特例措置の詳細については以下をご覧ください。

中小企業庁HP：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>



中小企業投資促進税制の詳細については以下をご覧ください。

中小企業庁HP：<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyoukigyoutousisokusinzeisei.htm>



→ 認定農業者、認定新規就農者が計画的に資金を積み立てて機械を取得する場合はこちらも活用いただけます。

◆ 農業経営基盤強化準備金制度

▶▶ 54ページへ

お問い合わせ先

・税制の適用に当たり、固定資産税は市町村、法人税・所得税は管轄の税務署にご相談ください。
 ・農林水産省担当課：経営局経営政策課（TEL：03-6744-2143）

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に規模の拡大や機械整備の高度化を図る取組みを税制面から支援します。

▶【農業経営基盤強化準備金制度】

対象となる方

- 認定農業者（個人・農地所有適格法人）
- 認定新規就農者（個人）

※集落営農においても法人化することによって制度を活用できます。

対象者の要件として、人・農地プランの中心経営体であることが追加されます。
※法人の方は令和4年4月以降に開始する事業年度分の法人税、個人の方は令和5年分所得税からの適用となります。

支援内容

認定農業者である個人及び農地所有適格法人が、農業経営改善計画等に従って、対象となる交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、所得の計算上、この積立額を、個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。

積み立てた準備金を5年以内に取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地や農業用の建物・機械等の固定資産を取得した場合には、圧縮記帳ができます。

【対象となる資産】

- 農用地
農地、採草放牧地
- 農業用の建物・機械等
 - ・農業用の建物（建物附属設備）
 - ・農業用の構築物
 - ・農業用設備（器具備品、機械装置、ソフトウェア）

（例）大型の温室、農機具庫、農産物貯蔵庫、果樹棚、ビニールハウス、用排水路、暗きよ、トラクター、ロータリー、田植機、収穫機、乾燥機、精米機、飼料細断機、農業用低温貯蔵庫、フィールドサーバー、農作業管理ソフト など

【注意！】

トラックやフォークリフトなどの車両や中古品は対象となりません。



お問い合わせ先

・最寄りの地方農政局・農政事務所・県拠点
・農林水産省担当課：経営局経営政策課経営税制グループ（TEL：03-6744-2143）